

静岡県告示第322号

静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定（平成10年静岡県告示第345号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月28日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
3 条例第3条第6号及び第7号に規定する区域			3 条例第3条第6号及び第7号に規定する区域		
(1) 道路			(1) 道路		
県道須走小山線	(略)	(略)	県道須走小山線	(略)	(略)
			県道沼津小山線	県道足柄停車場富士公園線との交差点から小山町の一般国道246号との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域
県道船原西浦高原線	(略)	(略)	県道船原西浦高原線	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和5年4月28日から施行する。